

國民年金の

しおり(2)

(3) No 40

広報東白川

福祉年金は、老人の人への老令福祉年金、身体障害の人の障害福祉年金、母子世帯の人への母子福祉年金、金の三種類がある。どんな人がどのよう仕組みでこれらが支給されるか、年金が支給されるか、年金が支給されるかとおりである。

老令福祉年金の支給を受けることができる人は、七〇才以上の老令者であつて、大体のところを福祉年金ごとに分けてみると次のとおりである。

</

(前頁のつづき)
るときに支給される。
たゞ、次のいずれかに該

当していると、妻が自分
育しているとは考えられ
ないのが普通であるから
除かれる。

(イ) 妻が先夫と死別した後
で既に再婚していると
(ロ) 夫と死別した後、妻が

夫と死別した後に、妻が
養育する子供の全部
が結婚してしまつてい
るとき、又は妻以外の
者の養子となつている
外の者の養子となつて
いるとき。

(イ) 夫と死別した後に、妻が
夫の父母や祖父母など
のいわゆる直系姻族以
外の者の養子となつて
いるとき。

(ロ) 昭和三十六年四月一日以前
に夫と死別した二〇才以
上六〇才未満の妻が、夫
との死別當時、中学校卒
業前の状況にある子供と
一緒に暮しているときに
支給される。

(イ) 昭和三十六年四月一日以
上六〇才以上にな
るつまが昭和三十六年四
月一日以後に夫と死別し
たとき、中学校卒業前の
状況にある子供と一緒に
暮しているときに支給さ
れる。

(ロ) 損害金額(保険金・損害
金等によって補てん・
保険金等によって受けた
される金額を除きます)
が、その財産の価額の四
割以上のもので、昨年中
の總所得金額が八十万円
未満のとき。

れる。
年額は月額千円である

が、これは母親と子供一人
のときで、子供が二人以上
あれば、二人目の子供から
算される。そのうち、子供

が成長して中学校を卒業す
ると減額されることとなる

失権のことは、老令、障

害と同様の外、子供の全部
が中学校を卒業するとそ

の後年金の支給がされなくな

る。

青色申告がで十年

「青色の歌」もできる

青色申告の歌

作詞 高野吉司

そつとささやく 青色申告
時計の針のめぐり来て
事なく過ぎた 閉店後
ベン持つ指にも

しあわせは
そつとささやく 青色申告
この青色申告の歌の作者
は、現在横浜中税務署所
で課長で、氏はこれまで
にも交響楽、独唱曲など
百数十曲を作り、特異な
作曲家として知られています。

(税の手びき) 続き

税

個人の村民税

未満である人に対しては
(別表1)のとおり減免
されます。

各地で記念行事がおこなわ
れます。「澄みきつた青空
のようなど十年、ことしは
らちようど昭和二十九

年、有志者の発起で、加茂
青色申告は徐々と発展して
きました。この村では、昭和二十九
年十五、六名の会員であつ
たのが、今では、申告所得
額が二十一名になりました。東白川村青色申告会は
本村商工業の中心的組織と
して、こん後ますます発展
することありますよう。

互にむつむ 共栄の
しみじみ味わう 生活に
真心ふれあう しあわせは
しあわせは

価値を減じた時は、税
額の三割を軽減されま
す。

額の三割を軽減されま
す。

減免について、虚偽の申
請その他、不正の行為によ
つて村税の減免を受けた場
合は、直ちにその者に対する
減免を取り消されます。

資本税は、土地、家屋の
固定資産税のうち、昭和
三十四年十月以後に納期の
くる税額については、それ

の減免を受けようとする
人は、次の様式による村税
減免申請書

中総所得金額 十三年	財産に係る 被害率		
	七割未満	七割以上	減率
二十五万円以下	五 一、二五割	十 二、五割	率
五十万円以下	五 一、二五割	十 二、五割	率
八十万円以下	五 一、二五割	十 二、五割	率

固定資産税

災害により被害を受けた
土地、家屋、又は償却資産
に対する昭和三十四年度分

の減免

減免

1959.10.15発行

八十万円をこえ百
二十万円以下の者

災害のあつた日以後三箇月間に支払をうけた年の中の給与所得に対する源泉徴収税額

還付されません

のとおり減額又は微

災害のあつた日以後支払を受けるその年中の給与所得に対する源泉徴収税額の半額

監の申譲をしたとき、一にあらず次にあります

額の半額

自動車稅

不動産取得税

給与所得の人の場合

亡が受けられます。なお、死傷、負傷、または家財以外の動産、田畠宅地等に被害のあったときにも被害の程度に応じて徴収の猶予が受けられます。この手続は、災害のやんだ日から二箇月以内に徴収猶予の申請書を税務署長に提出します。

3 確定申告における所得税の輕減免除又は雑損失の控除
確定申告の際に税額の輕減・免除と雑損失の控除の
算定します。

(注) 商品等のたな卸改
産についての損害額は
所得を計算する収支計
算の段階で必要経費と
して控除されるので、
この雑損失には算入され
ませんが、この被災
した卸資産の損害にと
る純損失の控除は翌年
から三年間の繰越控除
が認められます。

（④）減免法による更正の請求
書又は十一月更正の請求書
（③）徵收猶予の申請書
書状況調書

個人の縣民税

① 失くしたり使用不能となつた自動車については

遊興飲食税

減免対象者	個人の事業税 減 免 額				
	個人の事業税の課税所得区分	資産総額の80%以上の被害をうけたもの	資産総額の50%以上の被害をうけたもの	資産総額の30%以上の被害をうけたもの	資産総額の30%未満の被害をうけたもの
今次水害により自己の所有に係る家屋その他構築物、機械、器具、商品及び原材料等について損害をうけた者	30万円以下	全額免除	全額免除	税額の75%	税額の50%以内
	30万円を超える50万円以下	全額免除	税額の75%	税額の50%	税額の25%以内
	50万円を超えるもの	全額免除	税額の50%	税額の25%	徴収猶予

